

農作物共済の概要

【農作物共済】

1 共済目的

水稻、陸稻、麦

2 共済事故

風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、病虫害及び鳥獣害

3 加入資格

水稻、陸稻及び麦の耕作面積の合計が、組合が定める面積（10 a を下らず40 a を超えない（北海道は30 a を下らず 1 haを超えない）範囲で定める。）以上であり、かつ、組合の区域内に住所を有すること

4 引受方式

全相殺方式	農業者の収穫量の合計が支払開始損害割合（１割、２割又は３割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い（一筆半損特約の付加が可能）
半相殺方式	農業者の被害耕地の減収量の合計が支払開始損害割合（２割、３割又は４割）を超えた場合に、共済金を支払い（一筆半損特約の付加が可能）
地域インデックス方式	統計単位地域（市町村等）の収穫量が支払開始損害割合（１割、２割又は３割）を超えて減少した場合に、共済金を支払い（一筆半損特約の付加が可能）
災害収入共済方式	農業者の生産金額が補償割合（９割、８割又は７割）を下回った場合に、共済金を支払い（一筆半損特約の付加が可能）

※１．支払開始損害割合及び補償割合は、農業者が選択。

２．一筆半損特約とは、農業者の耕地ごとに収穫量が50%以上減少した場合に、当該耕地については50%減収と評価して共済金を支払う仕組み。

5 共済責任期間

① 水稻

本田移植期（直播の場合は発芽期）から収穫期まで

② 陸稲・麦

発芽期（移植の場合は移植期）から収穫期まで

6 共済金額

共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合が支払う共済金の最高限度額であり、引受方式ごとに、農業者が選択する支払開始損害割合に応じて次式で設定

① 全相殺方式

支払開始損害割合 1 割を選択した場合

→ 共済金額 = 基準収穫量の 9 割 × 補償単価

（2 割・3 割を選択した場合は、基準収穫量の 8 割・7 割）

② 半相殺方式

支払開始損害割合 2 割を選択した場合

→ 共済金額 = 基準収穫量の 8 割 × 補償単価

（3 割・4 割を選択した場合は、基準収穫量の 7 割・6 割）

③ 地域インデックス方式

支払開始損害割合 1 割を選択した場合

→ 共済金額 = 基準収穫量の 9 割 × 補償単価

（2 割・3 割を選択した場合は、基準収穫量の 8 割・7 割）

④ 災害収入共済方式

基準生産金額に 4 割を乗じて得た金額から、基準生産金額に農業者が選択する補償割合 9 割（8 割・7 割）を乗じて得た金額の範囲内で、農業者が申し出た金額

$$\text{基準生産金額} \times 4 \text{ 割} \leq \boxed{\text{共済金額}} \leq \text{基準生産金額} \times 9 \text{ 割} \\ \text{(8 割・7 割)}$$

- ※ 1. 基準収穫量とは、組合が農業者又は耕地ごとに設定する平年収穫量。
- 2. 補償単価は、都道府県ごとの相対取引価格（麦は入札結果）の 5 中 3 平均を基礎として算出。農林水産大臣が定める金額のうちから農業者が選択。
- 3. 基準生産金額とは、組合が農業者ごとに設定する平年的な生産金額。

7 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ※ 1. 共済掛金には、水稻及び陸稻については 50%、麦については掛金率のうち 3 % までの部分は 50%、3 % を超える部分は 55% の国庫負担がある。
- 2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合が危険段階別共済掛金率を設定する。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用される。

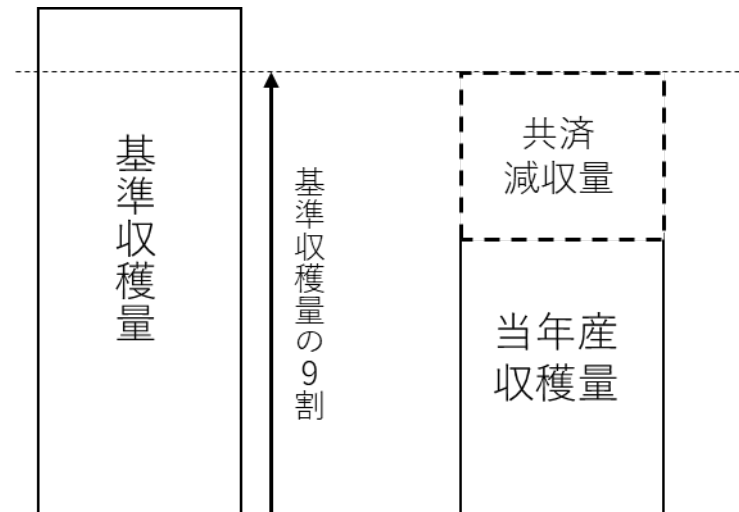
8 共済金

① 全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式

次式で算定される共済金を支払い

共済金 = 共済減収量 × 補償単価

※共済減収量 = 基準収穫量の9割 - 当年産収穫量
(8割・7割)

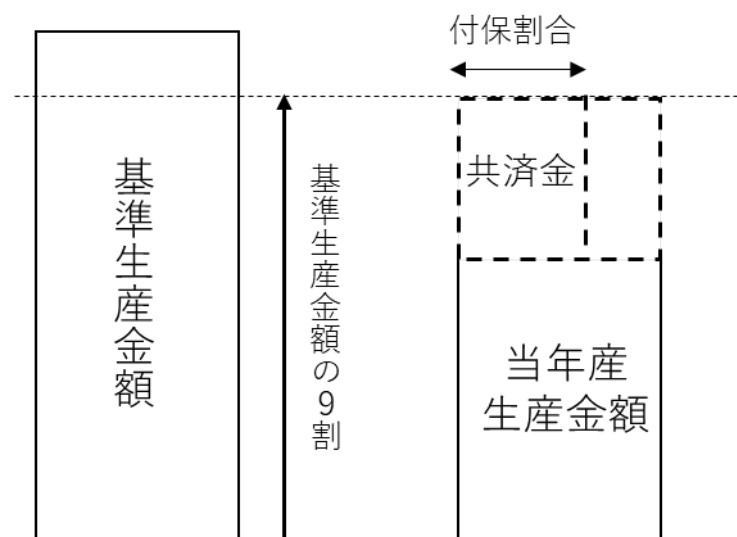


② 災害収入共済方式

次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = (\text{基準生産金額の 9 割} - \text{当年産生産金額}) \times \text{付保割合} \\ (\text{8 割} \cdot \text{7 割})$$

$$\text{※付保割合} = \text{共済金額} / \text{基準生産金額の 9 割} \\ (\text{8 割} \cdot \text{7 割})$$



9 事業実績（令和4年産）

（単位：戸、円、ha）

	引受戸数	共済掛金 （農家負担額）	引受面積	1戸当たり	共済掛金 （農家負担額）
		1戸当たり			10a当たり
農作物共済合計	759,781	8,414	1,037,780	1.4	616
水稻	735,950	3,985	844,536	1.1	347
陸稲	13	4,846	6	0.5	1,050
麦	23,818	145,280	193,238	8.1	1,791

（単位：戸、円、ha）

	被害戸数	共済金	被害面積	1戸当たり	共済金
		1戸当たり			10a当たり
農作物共済合計	40,649	202,848	77,599	1.9	10,626
水稻	33,143	102,520	25,748	0.8	13,196
陸稲	3	81,667	2.6	0.9	9,319
麦	7,503	646,077	51,848	6.9	9,349

（単位：百万円）

	総共済金額	共済掛金	農家負担額	共済金	再保険金
農作物共済合計	807,130	13,177	6,393	8,246	135
水稻	695,151	5,865	2,932	3,398	－
陸稲	2	0.1	0.06	0.2	－
麦	111,977	7,312	3,460	4,848	^

※ 共済金は令和5年8月現在の値である。

園芸施設共済の概要

1 共済目的

① 特定園芸施設

温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設

② 附帯施設

暖房施設、かん水施設等

③ 施設内農作物

特定園芸施設を用いて栽培される農作物

※ 附帯施設及び施設内農作物は、農業者の選択により特定園芸施設と併せて加入。

2 共済事故

風水害、ひょう害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害、火災、破裂、爆発、航空機の墜落及び接触、航空機からの物体の落下、車両及びその積載物の衝突及び接触、病虫害並びに鳥獣害

3 加入資格

設置面積の合計が、組合等が定める面積（5 a を超えない範囲内で定める。）以上の特定園芸施設を所有又は管理し、かつ、組合等の区域内に住所を有すること

4 共済責任期間

原則として、組合等が共済掛金の支払を受けた日の翌日から1年間

5 共済金額

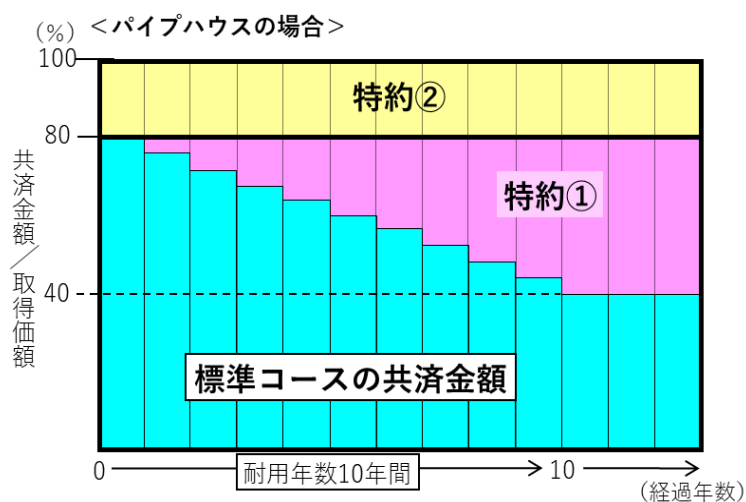
共済金額とは、共済事故による損害が発生したときに、組合等が支払う共済金の最高限度額であり、次により設定

$$\text{共済金額} = \text{共済価額} \times \text{付保割合}$$

- 1 共済価額：特定園芸施設等の取得価額等×時価現存率
- 2 時価現存率：取得価額等に対する資産価値等の割合
- 3 付保割合：4～8割の範囲内で農家が選択（付保割合追加特約により9割、10割も選択可能）

<共済金額の例>

標準的な補償内容に、復旧費用額（特約①）及び付保割合追加特約（特約②）を追加した場合



6 共済掛金

$$\text{共済掛金} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

1. 共済掛金には、50%の国庫負担がある（農業者ごと共済金額1億6千万円が限度）。なお、園芸施設復旧費用額に係る共済掛金は、全て農業者負担。
2. 共済掛金率については、農林水産大臣が定める共済掛金標準率を基礎として、組合等が危険段階別共済掛金率を設定。農業者には被害の発生状況に応じた危険段階区分の掛金率が適用。

7 共済金

損害額が、農業者が選択した金額（①1万円、②3万円又は共済価額の5%、③10万円、④20万円、⑤50万円、⑥100万円）を超えた場合に、次式で算定される共済金を支払い

$$\text{共済金} = \text{損害額} \times \text{付保割合}$$

$$\text{損害額} = (A+B+C+D) - E$$

- A：特定園芸施設、附帯施設の被害額の合計
- B：施設内農作物の被害額（農業者が選択した場合）
- C：撤去費用額^{※1}（農業者が選択した場合）
- D：復旧費用額^{※2}（農業者が選択した場合）
- E：残存物価額、賠償金等

※1 撤去費用額：50%を超えた等の損害があった特定園芸施設本体の撤去に要する費用

※2 復旧費用額：損害があった特定園芸施設本体及び附帯施設の修復、再建に要する費用の一部。

8 施設区分

施設区分	区分の標準	
ガラス室 Ⅰ類 (木造)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が木により造られている施設	
ガラス室 Ⅱ類 (鉄骨)	屋根及び外壁の主要部分がガラスにより造られ、かつ、骨格の主要部分が鋼材又はアルミ材により造られている施設	
プラスチックハウス Ⅰ類 (木竹)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が木又は竹により造られている施設	
プラスチックハウス Ⅱ類 (パイプ)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分がパイプにより造られている施設	
プラスチックハウス Ⅲ類 (鉄骨下)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が鋼材又は鋼材及びパイプにより造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類甲及びプラスチックハウスⅣ類乙以外のもの	
プラスチックハウス Ⅳ類甲 (鉄骨中・軟)	主としてプラスチックフィルムが被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分が断面係数 $1.31\text{cm}^3\text{メートル}$ 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設のうち、プラスチックハウスⅣ類乙及びプラスチックハウスⅤ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅳ類乙 (鉄骨中・硬)	主としてプラスチックフィルム（耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 50kg/m^2 以上の強度を有する施設以外の施設にあつては、硬質フィルムに限る。）が被覆材として使用され、かつ、骨格の主要部分の断面係数 1.31cm^3 以上の鋼材又はアルミ材により造られている施設うち、プラスチックハウスⅤ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅴ類 (鉄骨上)	次のいずれかに該当する施設 (1) 屋根及び外壁の主要部分が合成樹脂板により造られている施設 (2) 屋根及び外壁の主要部分がプラスチックフィルム（ビス止めされた硬質フィルムに限る。）により造られている施設のうち、耐風速 50m/s （ただし、過去の最大瞬間風速が 50m/s 未満の地域においては、当該地域における過去の最大瞬間風速を耐風速値とすることができる。）以上又は耐雪荷重 50kg/m^2 以上の強度を有するもの	
プラスチックハウス Ⅵ類 (雨よけ等)	次のいずれかに該当する施設 (1) 主として屋根面のみがプラスチックフィルムにより被覆されている施設 (2) その全体又は主として屋根面のみが通気性を有する被覆材（寒冷紗、ネット等）により被覆されている施設のうちプラスチックハウスⅦ類以外のもの	
プラスチックハウス Ⅶ類 (多目的ネットハウス)	その全体が通気性を有する被覆材により被覆され、かつ、骨格の主要部分（隅柱、周囲柱及び中つり柱）が鋼材、アルミ材又はコンクリートにより造られており、鋼線により接続されている施設	

9 事業実績（令和4年度）

（単位：戸、棟、円）

		加入戸数	共済掛金 (農業者負担額)	加入棟数	1戸当たり	共済掛金 (農業者負担額)
			1戸当たり			1棟当たり
園芸施設共済合計		164,723	27,516	605,503	3.7	7,486
ガラス室	I類（木造）	38	4,962	100	2.6	1,886
	II類（鉄骨）	3,341	18,657	8,596	2.6	7,251
プラスチックハウス	I類（木竹）	477	24,631	794	1.7	14,797
	II類（パイプ）	112,050	22,700	468,785	4.2	5,426
	III類（鉄骨下）	20,348	46,181	43,288	2.1	21,708
	IV類甲（鉄骨中・軟）	13,266	40,719	24,313	1.8	22,218
	IV類乙（鉄骨中・硬）	5,493	35,194	9,363	1.7	20,647
	V類（鉄骨上）	2,971	25,563	5,089	1.7	14,924
	VI類（雨よけ等）	5,656	25,474	42,065	7.4	3,425
	VII類（多目的ネットハウス）	1,083	19,853	3,110	2.9	6,913

（単位：戸、棟、円）

		被害戸数	共済金	被害棟数	1戸当たり	共済金
			1戸当たり			1棟当たり
園芸施設共済合計		16,656	306,058	27,701	1.7	184,026
ガラス室	I類（木造）	2	82,827	8	4.0	20,707
	II類（鉄骨）	239	361,186	349	1.5	247,345
プラスチックハウス	I類（木竹）	66	216,145	91	1.4	156,765
	II類（パイプ）	9,196	172,230	15,975	1.7	99,144
	III類（鉄骨下）	4,052	556,757	6,459	1.6	349,277
	IV類甲（鉄骨中・軟）	1,535	378,580	2,200	1.4	264,146
	IV類乙（鉄骨中・硬）	564	617,206	795	1.4	437,867
	V類（鉄骨上）	291	321,003	403	1.4	231,791
	VI類（雨よけ等）	647	190,673	1,332	2.1	92,617
	VII類（多目的ネットハウス）	64	174,008	89	1.4	125,130

(単位：千円)

（単位：千円）

		総共済金額	共済掛金		共済金	再保険金
				農業者負担額		
園芸施設共済合計		1,058,814,768	8,433,454	4,532,520	5,097,705	496,479
ガラス室	I 類（木造）	147,582	359	189	166	-
	II 類（鉄骨）	71,037,211	112,326	62,332	86,323	76
プラスチックハウス	I 類（木竹）	2,973,373	21,187	11,749	14,266	20
	II 類（パイプ）	324,380,446	4,814,907	2,543,537	1,583,830	345,832
	III 類（鉄骨下）	273,061,109	1,699,223	939,685	2,255,981	95,009
	IV 類甲（鉄骨中・軟）	191,015,094	998,907	540,178	581,121	23,552
	IV 類乙（鉄骨中・硬）	114,844,413	338,197	193,319	348,104	7,861
	V 類（鉄骨上）	51,550,123	128,761	75,948	93,412	1,050
	VI 類（雨よけ等）	26,202,544	278,597	144,083	123,366	22,524
	VII 類（多目的ネットハウス）	3,602,873	40,990	21,500	11,137	554

※ 共済金は速報値（令和5年8月現在）である。